

## 補足資料

改正案	現行
<p>第1条（名称及び事務局） 事務局を東京都保護者会<u>の</u>会長宅に置く。</p> <p>第2条（会 員） 日本体育大学（大学院<u>（削除）</u>を除く、以下「本学」という）</p> <p>第4条（活 動） 1 <u>（削除）</u>会報誌等を発行する。 2 本学、保護者会本部<u>（削除）</u>及び各支部からもたらされる諸情報を収集する。<u>（削除）</u></p> <p>第6条（役員の選出） 2 役員会において<u>（削除）</u>選出し、総会の承認を受ける。</p> <p>第7条（役員の任期） 1 <u>但し、</u>会計の任期は1年限りとし、再任されないものとする。</p> <p>第8条（役員の役割） （広 報） 広報は会報誌<u>等</u>を編集する。</p> <p>第10条（総 会） 3 定期総会は会員の3分の1以上の出席<u>若しくは</u>委任状を<u>もって</u>成立する。</p> <p>第11条（役員会） 2 役員会は会長が招集し、議長は<u>副</u>会長が務める。 3 役員会は役員<u>の半数以上が要望したとき、</u>開催しなくてはならない。</p> <p>第13条（収入及び支出） その他の収入を<u>もって</u>充てる。</p> <p>第15条 この会則に定めるものの<u>外、</u>必要な事項は役員会で決定する。</p> <p>附則 <u>一部改正した本会則は、平成30年6月23日から施行する。</u></p>	<p>第1条（名称及び事務局） 事務局を東京都保護者会<u>（挿入）</u>会長宅に置く。</p> <p>第2条（会 員） 日本体育大学（大学院<u>及び専攻科</u>を除く、以下「本学」という）</p> <p>第4条（活 動） 1 <u>学業に関する年間計画、学生生活一般に関する情報の発信、及び</u>会報誌等を発行する。 2 本学、保護者会本部、及び各支部からもたらされる諸情報を収集<u>し発信する。</u></p> <p>第6条（役員の選出） 2 役員会において<u>互選により</u>選出し、総会の承認を受ける。</p> <p>第7条（役員の任期） 1 <u>（挿入）</u>会計の任期は1年限りとし、再任されないものとする。</p> <p>第8条（役員の役割） （広 報） 広報は会報誌<u>など</u>を編集する。</p> <p>第10条（総 会） 3 定期総会は会員の3分の1以上の出席<u>もしくは</u>委任状を<u>以って</u>成立する。</p> <p>第11条（役員会） 2 役員会は会長が招集し、議長は<u>（挿入）</u>会長が務める。 3 役員会は役員<u>からの要望があるとき、</u>開催しなくてはならない。</p> <p>第13条（収入及び支出） その他の収入を<u>以って</u>充てる。</p> <p>第15条 この会則に定めるものの<u>他、</u>必要な事項は役員会で決定する。</p> <p>附則 <u>（追加）</u></p>